

④医学教育施設の普及

⑤より多くの病院、ナージング・ホームおよびそれらの職員の充実

だが現在推進されている国民健康保険制度案が、これらの諸要素をことごとく満足させるか否かにかかわらず、断言できることは、同案が医療費の上昇を押えうるものであるということである。医療技術の進歩および高度な医療への要求は、高価な医療費という結果を産むものであるからして、高度な医療の提供と安価な医療費の共存は、非常に困難な課題であろう。アメリカ病院協会の新しく選ばれた Jack A. L. Hahn 会長（インディアナ州メソジスト病院院長）は、このような医療制度の実現には今後10年を要すると予言し、上院保険問題小委員会の Ralph Yarborough（テキサス州選出、民主党）委員長は、今後5年以内に実現するだろうと語っている。普遍的な国民健康保険制度を強く支持しているのは議会においては進歩派民主党議員であり、かつて「医療の社会化」構想に強力に反対したアメリカ医師会と同じ態度であった共和党議員の態度は今回もまたあいまいである。老人健康保険制

度の立案者であった Wilbuar Cohen 元保健教育福祉省長官は、現在提出中の諸提案の発展的採択に支持を与えるとともに、理想とされる線に達するまでにはなお若干の年月を要するかもしれないと結んでいる。

New York Times-Weekly Review, July 12, August 30, 1970.; *U. S. News & World Report*, August 10, 1970.

（藤田貴恵子 国立国会図書館）

社会保障に関する閣議 決定

（フランス）



フランス政府は7月22日、閣議でかねて検討中の社会保障に関する相当広範な措置を決定した。政府はこの春頃から、ブーラン社会保障相のみならず、シャバンデルマス首相の口さえ通じて、疾病保険部門を中心とする社会保障財政の危機を訴えてきた。したがって、政府が近々、疾病保険財政の改善に関し厳しい措置を打出してくるのは必至だと予想されていた。事実、職長等の団体（CGC）は、拠金上限撤廃の措置がとられることを警戒

し、さまざまな形でこれに反対する運動を進めていたほどであった。しかし、7月22日に発表された政府の決定は、意外なほどおだやかなもので、ブーラン社会保障相自身が記者会見で述べたように「泰山鳴動して鼠一匹」の感がある。

政府が採択した措置は、2つの面に分けることができ、その1つは医療費増大の抑制措置であり、他の一面は家族手当、老齢年金等の改善措置である。

1970年に9億2,000万フラン、1975年には100億に及ぶと推定されている疾病保険の赤字対策としては、病院改革、薬剤価格の引下げ、医師および薬剤士との全国的協定、検査料の償還条件の改訂等の措置が出された。

他方、家族手当等については、次のような一連の改善措置がとられている。第3子および第4子に対する家族手当の引上げ。出産手当の引上げ。単一賃金手当支給条件の改正（低所得世帯には増額、高所得世帯に対しては廃止）。婦人労働者の福祉事業の充実および託児所の改善。遺児手当の新設。身心障害者のための家族手当増額。家族手当の物価スライド制確立。なお家族手当に関する企業主の拠出率は、従来の11.5%から10.5%へ引下げられ、この引下げ分は疾病保険と老齢年金の方へまわされる。

老人に関しては、最低年金の引上げ、退職年金全額受給資格要件の緩和等の措置がとられる。

医療費増大の抑制

政府は、今後2年間を目途として、次のよ

うな措置を通じて、医療費を抑制しようとしている。

第一に提起されているのは病院制度の改革であるが、これについてはすでに法案が作成され、次期国会へ提出される手筈になっている。改革案は公立病院のみならず私立病院をも対象にしており、両部門において施設のより効果的な利用を図ろうとするものである。病院の管理に関しては、現代的管理技術を普及させ、料金制度を改正して宿泊費、管理費、扶養費に属する料金と、純粋な診療費とを区別するようにする。こういった改善措置の成果は、きわめて徐々にしかあがらないであろうが、1975年度には公的施設だけでも、管理費の5%、約18億を節減することができると予想されている。

また医療費増嵩に関して医師の自覚と協力を促す措置がとられる。その1つは、医師の協力によって作成される医療実態調査がある。これによって開業医に、彼らの処方のコストを知らせ、濫用を戒めることを期待している。他方、社会保障金庫の事務の機械化により、電算機によって即座に各医師、各患者

の医療消費額を確認できる体制を整える。

次に薬剤費の削減については、次のような対策が考えられている。

社会保障機関による償還の対象となる薬剤の価格引下げは、すでに開始されている。とくに特許剤の一部については、最も販売量の多いものを中心に、9月1日から価格調整が実施されることがすでに決っている。その他のものについても、秋から製薬業界との間で交渉が行なわれようとしている。

償還対象薬剤のリストについても全面改訂が予想されており、新薬の登録については、より厳重な審査が要請されている。

薬局手数料についても若干の引下げが定められた。全国疾病金庫と薬剤士組合連合会との間で締結された協定により、薬局側が金庫に対し2.5%の払戻しを行なう制度が創設されていた。1968年5月1日から1970年4月30日まででこの払戻しによる収入は1億7,400万にのぼったが、金庫側は、薬剤の売上高の増大と価格の上昇を考慮し、この払戻し率の引上げを要求し、薬局側はこれを拒否した。以上の経過を考慮して、政府は薬局のマー

ンの率34.96%から33.44%に引下げることに決定した。この率は、償還対象薬剤だけでなくすべての薬剤に適用される。

もっとも普及している生化学的検査（血糖、コレステロール、尿酸、蛋白質等の検査）の料金が、関係団体との協定により約30%引下げられようとしている。また保険の償還対象となる連続的検査の回数にも、一定の制限が行なわれる。

家族手当および老齢年金等の改善

家族手当に関しては、昨年に引続き再び、第3子および第4子を有する世帯に対する優遇措置が講ぜられる。これとは別に家族手当全体が4.5%引上げられる。そのため8月1日から適用される新しい給付額は次のようになる。

2児を有する世帯	86.79(83.05)フラン
3児を有する世帯	232.75(215.17)フラン
4児を有する世帯	378.72(347.30)フラン

5児以上を有する世帯……第5子以下の各々につき130.18(124.57)フラン（いずれもバリの場合。括弧の中は旧給付額）

10歳または15歳以上の児童に対する付加給付も引上げられ、10歳以上の場合は35.50フラン（従来は33.97フラン）、15歳以上については63.12フラン（60.40フラン）になる。これらの引上げに要する経費は1971年で2億9,000万フランになる。

出産手当も来年1月から大幅に引上げられ、従来の755フランが1,025フランになる。この経費は、1971年度につき1億4,000万フランである。

単一賃金手当は、月収手取4,000フラン（税込5,550フラン）以上の世帯に対しては支給が廃止される。一方、月収手取1,000フラン（税込1,300フラン）以下で、2歳以下の児童を有する世帯に対しては、給付額が倍増される（2歳以下の児童1人だけの場合、従来の97.25フランに対し、来年1月からは194.50フラン）。その他の世帯については、従来通りの給付がなされる。

1948年の税制改正後、賃金労働者の既得権

擁護のため設けられていた税制特典補償手当（2児につき月額9.81フラン、それ以上の各児につき15.09フラン）は、来年1月から廃止される。

家族手当金庫は従来から、さまざまな形態で、家族を対象とする保健・社会活動を行ってきており、そのための出費は、1970年で7億2,500万に及んでいる。来年度はさらにこの予算を飛躍的に増加させることが決定され、とくに婦人労働者の福祉活動に力を注ぐことになった。このほか今年度はとくに1億フランの臨時支出が、家族手当全国金庫に対して認められ、託児所建設の促進にあてられる。この資金と、市町村の財政援助と1万5,000人分の託児所の建設が予定されている。

また約30万7,000人の遺児を対象とする手当が新設される。手当は2種類で、片親のいない遺児に対しては月額88フラン、両親のいない遺児に対しては月額166フランである。経費は、1971年で3億フランと見積られている。

重症身心障害児を扶養する世帯に対しても、特別な優遇措置がとられることになっており、そのため3億フランの予算があてられる。差当り考えられているのは、成年に達す

ると支給停止される家族手当を、障害者に対しては特別な考慮を払うことである。

老人対策としては、とくに最低年金の引上げに力点が置かれている。現在約230万の老人たちは、基本手当1,650フランに、国民連帯基金による補足手当1,250フランを加えた2,900フランの最低年金しか受給していない。この最低額も、当事者の総収入が単身者で年額4,400フラン以下、世帯者で6,600フラン以下であることが要件となっている。

この最低年金は、今年10月1日から100フラン、来年度から400フランづつ上げられることになった。その結果、年金額は3,400フランとなり、前年度比13%増となる。日額にして1971年度で9.31フラン、1972年には最終的には10フランとなる。これらの措置に要する経費は、1971年については、金庫負担分1億8,500万、国庫負担分5,000万、1975年度には、金庫負担分14億3,000万、国庫負担分13億2,000万と算定されている。

Le Monde, 24 juillet, 1970.

(平山 卓 国立国会図書館)

児童手当制度

(西ドイツ)

児童手当は結婚後も存続する —連邦憲法裁判所の判決—



—児童手当または孤児年金はその子が結婚すれば停止するという規定は憲法違反である、という連邦憲法裁判所の判決をめぐって、最近いくつかの事例が報道されている。基本法第6条第1項に「婚姻と家族は、国家的秩序の特別の保護を受ける」とあり、これに基づき裁判所は社会保障におけるこれに関する権利で、「婚姻による権利喪失の条項」を憲法違反と判決したのであった—。

職員・労働者年金保険では孤児年金について、婚姻によりこの年金は停止する旨を定め

ているが、裁判所の判決により、この規定は直ちに廃止され、新しい規定のできるまでこれに関連する処置は停止される。

孤児年金は18歳まで支給され、それ以後も学業を続けるか職業教育を受けておれば25歳ないしそれ以後も続けて支給されるが、結婚すると停止される。この判決の基礎となったのは2つの事件で、1つは職員保険に加入していた父親が死亡して孤児年金を受けている学生が、同じく孤児年金を受けていた女子学生と結婚して年金を停止されたもの、もう1つは労働者保険から孤児年金を受けていた学